

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

平成28年3月22日

大洲市要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、大洲市の区域内に存する木造住宅の耐震改修に要する経費に対して、予算の範囲内において大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の耐震改修の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修設計事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月26日施行）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (2) 耐震改修工事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱（平成26年7月11日制定）に基づき登録された事業者をいう。
- (3) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。
- (4) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（改修前後の耐震診断結果報告書、計画書及び積算見積書（当該補強工事以外の工事を併せて行う場合にあっては、経費の区分が明確であるもの）を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事（補強工事を含む。）で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- (6) 耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況報告書、写真及び耐震改修工事後の耐震診断結果報告書を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
- (7) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が延べ床面積の半分を超えないものに限る。）で、地上階数が2階以下かつ延べ床面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内の既存木造住宅の所有者（登記事項証明書等により確認できる当該所有者で、親子関係にある者その他当該既存木造住宅に関係がある者として市長が特に認める者を含む。以下同じ。）であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震改修工事監理のいずれも行いう者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う市内の既存木造住宅の耐震改修工事であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 耐震改修設計にあつては、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）において適正と評価された耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「総合評点」という。）が1.0未満であるもので、評価委員会において適正と評価された改修耐震診断（改修後の既存木造住宅についての耐震診断をいう。以下同じ。）の結果、総合評点が1.0以上となるものであるもの
- (2) 耐震改修工事にあつては、耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、評価委員会において改修耐震診断が適正と評価され、改修後の総合評点が1.0以上となるもので、耐震改修設計事務所により耐震改修工事監理がされるもの
- (3) 耐震改修後、居住の用に供されるもの
- (4) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反（補助金の交付申請の時点において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反）がないこと。ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の全部又は一部とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が行う耐震改修工事のうち、耐震補強に明らかに寄与しないと認められる部分に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、耐震改修工事に係る補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

- 2 前各項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業申込み)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、評価委員会による総合評価（耐震診断及び改修耐震診断を同時に評価することをいう。以下「総合評価」という。）を受ける場合にあつては、第3号に規定する書類の添付を要しない。

- (1) 位置図、配置図、平面図等（現況を示したもの）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書評価証（写し）
- (4) 同意書（様式第2号。既存木造住宅の所有が共有である場合又は所有者と占有者が異なる場合に限る。）
- (5) 納税証明書（市税を滞納していないことを証明する書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の内定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査の上、補助金の内定の適否を決定し、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金内定通知書（様式第3号）又は大洲

市木造住宅耐震改修等事業補助金不内定通知書（様式第4号）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助内定事業の変更及び取下げ）

第9条 前条の規定により補助金の内定を受けた補助対象者（以下「補助内定事業者」という。）は、補助金の内定通知を受けた事業（以下「補助内定事業」という。）について、内容を変更し、又は取下げしようとする場合は、あらかじめ大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ届出書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ承認通知書（様式第6号）により補助内定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助内定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震改修設計の完了後、速やかに大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、当該交付を受けようとする耐震改修工事の着手までに交付決定を受けなければならない。ただし、第1号カに規定する書類は、総合評価を受けた場合に限り提出するものとする。

(1) 耐震改修設計に係る次の書類

- ア 耐震改修計画書
- イ 耐震改修設計図
- ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）
- エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価証（写し）
- オ 耐震改修設計請負契約書（写し）
- カ 木造住宅耐震診断結果報告書評価証（写し）

(2) 耐震改修工事に係る次の書類

- ア 耐震改修工事費見積内訳書（当該補強工事以外の工事を併せて行う場合にあっては、経費の区分が明確であるもの）

(3) 耐震改修工事監理に係る次の書類

- ア 耐震改修工事監理見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助内定事業者は、耐震改修工事に係る補助金の受領を耐震改修工事業者に委任すること（以下「代理受領」という。）ができる。この場合において、補助内定事業者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書（様式第8号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の可否を決定し、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第9号）又は大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付却下通知書（様式第10号）により、補助内定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第12条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助内定事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、金額の変更が生ずる内容の変更又は評価委員会による再評価を必要とする変更をしようとする場合は、

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金変更申請書（様式第11号）に、第10条に定める書類のうち変更が生ずる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該変更により補助金の額に変更が生ずるときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第13条 補助事業者は、補助金の交付申請を取下げようとする場合は、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下げ承認通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するものとする。

（完了報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大洲市木造住宅耐震改修等事業完了報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。この場合において、補助金の交付申請時に提出している書類について、変更等がないときは、提出を省略することができる。

(1) 耐震改修設計に係る次の書類

ア 耐震改修計画書（耐震改修計画に変更があった場合に限る。）

イ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）（改修耐震診断結果に変更があった場合に限る。）

(2) 耐震改修工事に係る次の書類

ア 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）

イ 耐震改修工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）

ウ 耐震改修工事請負契約書（写し）

エ 耐震改修工事代金領収書（写し）

(3) 耐震改修工事監理に係る次の書類

ア 完了時における報告書（様式第16号）

イ 耐震改修工事監理請負契約書（写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者が、代理受領を利用する場合は、前項第2号エに規定する書類に代えて、耐震改修工事に係る請求書（写し）及び当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付するものとする。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条の完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金額確定通知書（様式第17号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第16条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第18号）を市長に提出するものとする。

- 2 補助事業者が耐震改修工事の代理受領を利用する場合は、前項の請求書に補助金の代理受領

に係る委任状（様式第19号）を添付しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

4 前項の補助金の交付完了後、第2項の規定により補助金の受領を委任した場合に限り、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付完了通知書（様式第20号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書（様式第21号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修工事に係る補助金は、交付しない。

- (1) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅
- (2) 耐震改修工事に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅又は交付の対象となる予定の既存木造住宅

（調査等）

第20条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は本市職員に必要な調査若しくは現地検査をさせることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

大洲市長

様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次の事業について申し込みます。

記

住 宅 の 所 在 地	大洲市
耐震診断評価番号・年月日	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
耐震改修設計（改修耐震診断）委託先事務所名	（Tel： — — ）
事業費（予定額） （設計+工事+監理費（税抜））	円

（添付書類）

- (1) 位置図，配置図，平面図等（現況を示したもの）
- (2) 耐震診断結果報告書（写し）
- (3) 耐震診断結果報告書評価証（写し）（総合評価を受けない場合に限る。）
- (4) 同意書（様式第 2 号）（共有の場合又は所有者と占有者が異なる場合）
- (5) 納税証明書（市税を滞納していないことを証明する書類）
- (6) その他市長が必要と認める書類

なお、上記について、市が必要と認める場合には、調査することに同意いたします。

様式第 2 号（第 7 条関係）

同 意 書

建物所有者 _____ が、次の建築物の 耐震改修工事

を実施することについて、利害関係者として同意いたします。

住宅の所在地 _____

（建物共有者）

年 月 日

住所 _____

氏名（自署）

（建物占有者）

年 月 日

住所 _____

氏名（自署）

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金内定通知書

年 月 日付けで申込みのありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり内定したので通知します。

なお、補助事業の変更・取下げがある場合は、速やかに大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ届出書（様式第 5 号）を市長に提出して下さい。

記

受付番号・年月日	第 号 ・ 年 月 日
申込者名	
対象住宅の所在地	大洲市
耐震改修設計（改修耐震診断）委託先事務所名	（Tel : — — ）
事業費（予定額）	円
内定の条件	（1） 大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を遵守すること。 （2） 耐震改修等の工事契約及び工事着手については、交付申請を改めて行い、「補助金交付決定通知」を受領した後に行うこと。 （3） 本内容については、内定事業を受託する木造住宅耐震改修設計事務所又は工業者に伝えること。

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金不内定通知書

年 月 日付けで申込みのありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助について、次の理由により内定ができませんので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

不内定の理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ届出書

年 月 日付で 大都第 号で補助金内定の通知があった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金を 変更・取下げ したいので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

変更・取下げの内容

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ承認通知書

年 月 日付けで変更・取下げ届のあった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

住宅の所在地	
変更・取下げの内容	

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

年 月 日付け 大都第 号により内定（変更承認）通知を受けた大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について交付を受けたいので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

住宅の所有者	大洲市		
改修耐震診断評価 番号・年月日			
事業着手日	年 月 日	改修工事	着工 年 月 日
事業完了予定日	年 月 日	予定期間	完成 年 月 日
補助金交付申請額	円（限度額1,000千円「耐震改修工事費×4/5」）		
補助対象経費	円（耐震改修工事費の額（税抜））		
事業費	（耐震改修設計費）	（耐震改修工事費）	（耐震改修工事監理費）
	円	円	円

（添付書類）

(1)耐震改修設計

- ア 耐震改修計画書
- イ 耐震改修設計図
- ウ 改修耐震診断結果報告書（写し）
- エ 改修耐震診断結果報告書評価証（写し）
- オ 耐震改修設計請負契約書（写し）
- カ 耐震診断結果報告書評価証（写し）（総合評価の場合に限る。）

(2)耐震改修工事

- ア 耐震改修工事費見積内訳書

(3)耐震改修工事監理

- ア 耐震改修工事監理見積内訳書

(4)その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 10 条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

代理受領予定届出書

私は、大洲市木造住宅耐震改修等事業の実施に当たり、補助金の受領を下記の事業者
に委任する予定です。

記

住 所	
事業者名	
代表者名	

様式第9号（第11条関係）

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 耐震改修工事は、原則として年度内（3月末）までに完成するように実施して下さい。
- (2) 大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を遵守してください。
- (3) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- (4) この補助金については、市職員が調査することがあります。

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、下記のとおり交付することを却下したので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金変更申請書

年 月 日付け大洲市指令第 号により交付決定通知を受けた大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、内容を下記のとおり変更したいので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により申請をします。

記

住 宅 の 所 有 者	大洲市		
改修耐震診断評価 番号・年月日			
事 業 着 手 日	年 月 日	改修工事	着工 年 月 日
事 業 完 了 予 定 日	年 月 日	予定期間	完成 年 月 日
補 助 金 交 付 申 請	円 (限度額1,000千円「耐震改修工事費×4/5」)		
補 助 対 象 経 費	円 (耐震改修工事費の額)		
事 業 費 (変 更)	(耐震改修設計費)	(耐震改修工事費)	(耐震改修工事監理費)
	円	円	円

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更申請のありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、下記のとおり変更することに決定したので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 耐震改修工事は、原則として年度内（3月末）までに完成するように実施して下さい。
- (2) 大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を遵守してください。
- (3) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- (4) この補助金については、市職員が調査することがあります。

様式第 1 3 号 (第 1 3 条関係)

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け大洲市指令第 号により交付決定通知を受けた大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、交付申請の取下げをしたいので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、届出をします。

記

取下げの理由

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下げ承認通知書

年 月 日付で 取下げ届のあった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金
については、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定によ
り、下記のとおり承認したので通知します。

記

住宅の所在地	
取下げの内容	

様式第 15 号（第 14 条関係）

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業完了報告書

年 月 日付け大洲市指令第 号により交付決定通知を受けた大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、補助事業が完了したので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実績額（合計）	金 円
（耐震改修設計）	（ 円）
（耐震改修工事費）	（ 円）
（耐震改修工事監理費）	（ 円）
工事完了年月日	年 月 日

（添付書類）

- (1) 耐震改修計画書（変更がある場合）
- (2) 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）（変更がある場合）
- (3) 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
- (4) 耐震改修工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- (5) 完了時における報告書（様式第 16 号）
- (6) 耐震改修工事及び耐震改修工事監理請負契約書（写し）
- (7) 耐震改修工事代金領収書（写し）
（※代理受領を利用する場合は、耐震改修工事に係る請求書（写し）及び、当該請求金額から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付）
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第16号（第14条関係）

完了時における報告書

申請者氏名				交付決定通知番号
				大洲市指令第 号
対象となる 住宅の所在地				
施工者 (耐震改修工事業者)	会社名： 建設業許可番号： 担当者氏名： 担当者連絡先：			
確認日	年 月 日	立会人		
手直し結果確認日	年 月 日			
措置項目	措置の有無	確認結果・手直し指摘事項	手直し結果	
地盤・基礎に関する措置	有・無			
建物上部構造に関する措置	有・無			
老朽度・その他に関する措置	有・無			
大洲市長 様				
改修工事完了段階での工事内容が適切であることを確認しました。				
年 月 日				
工事監理者氏名				
上記の報告内容について確認しました。				
年 月 日				
申請者氏名				

様式第 17 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

本通知を受けたときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第 18 号）を提出して下さい。

ただし、耐震改修工事に係る代理受領を利用する場合は、以下の書類を提出して下さい。

- (1) 大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（工事費の額を記載したもの）
- (2) 補助金の代理受領に係る委任状（様式第 19 号）

様式第18号（第16条関係）

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書

年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金額確定通知を受けた大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先金融機関

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	預金の種類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第19号（第16条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所
委任者 氏 名 印
(補助申請者) 電話番号

補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金額確定通知を受けた大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金に係る受領権限を下記のとおり委任します。

記

1 補助金額 金 円

2 受任者（耐震改修工事を行った事業者）

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

3 受任者振込口座名（補助金振込先口座）

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第 20 号 (第 16 条関係)

第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のあった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 16 条第 4 項の規定により、下記の補助金受領委任先事業者に対し、補助金交付額の交付手続が完了しましたので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 補助金受領委任先事業者

事業者名 _____

代表者名 _____

様式第 2 1 号 (第 1 7 条関係)

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大洲市指令第 号で交付決定通知をした大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消理由